

一宮市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託事業者募集要領

1 目的

この要領は、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）による企業からの寄附におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、企業に対して地方創生に係る事業を周知することで、寄附を獲得し、積極的な財源確保を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

一宮市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 選定方法

書面審査による

(5) 委託契約金額

委託料算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた寄附金額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。経費見積書には委託料率を示すこと。

3 申込資格等

本募集の申込者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 申込書提出の日から契約締結の日までの期間において、本市から入札参加停止または入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (4) 申込書提出の日から契約締結の日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」(平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者であること。
- (6) 地方創生応援税制に精通している法人であること。
- (7) 次に掲げる国税、愛知県税及び一宮市税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者、一宮市税については、一宮市に納税義務がある事業者に限る。）。

【国税】法人税、消費税及び地方消費税

【愛知県税】法人県民税、法人事業税及び自動車税種別割

【一宮市税】法人市民税、固定資産税

4 スケジュール

(1) 申込書等必要書類の提出	募集開始以降、随時受付
(2) 書面審査	申込書受付後、1～2週間程度
(3) 審査結果	書面審査完了後、1週間程度で申込書に記載されたメールアドレスへ通知
(4) 業務委託契約締結	審査結果通知後、2週間程度(委託業者と協議の上、決定)

5 提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

申し込みの際には以下の書類を提出すること。ただし、令和8・9年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されている者は⑤～⑧までの書類の提出を省略することができる。様式については、一宮市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

提出書類	部数	媒体
① 申込書【様式1】	1部	データ可
② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書【様式2】	1部	データ可
③ 会社概要※地方創生応援税制に精通していることが分かる資料を含む。(任意様式)	1部	データ可
④ 経費見積書【様式3】※代表者印の押印必要	1部	紙媒体
⑤ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1部	紙媒体※
⑥ 国税納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3 未納のないことの証明」)	1部	紙媒体※
⑦ 愛知県税納税証明書(法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税及び自動車税種別割の納税証明書「未納の税額がないこと用」)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書【様式4】	1部	紙媒体※ (【様式4】はデータ可)
⑧ 一宮市税納税証明書(法人市民税納税証明書「提出日の直近事業年度分」、固定資産税納税証明書「申請日の直前年度分」)(一宮市に納税義務のある者に限る。)	1部	紙媒体※

※各種証明書については、直近3か月以内に取得した原本に限る。

(2) 提出先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市総合政策部政策課

(3) 提出方法

① 紙媒体の資料については、上記提出先に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法で提出すること。

② データ(電子媒体)可の資料については、資料提出専用サイトから提出すること。

【資料提出専用サイト】URL: <https://logoform.jp/form/Z3LR/1669069>

※ 送付後、必ず提出確認の電話連絡を行うこと。

【連絡先】一宮市総合政策部政策課 電話: 0586-28-8952

※なお、資料提出専用サイトのアップロードの上限値は1ファイルあたり10MBまでとなるため、それを超えてアップロードができない等の場合は、別途送信方法について案内するため、上記連絡先へ連絡すること。

(4) その他

- ① 提出書類一式は返却しない。
- ② 提出書類一式は、当市の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ③ 提出書類(②で複製した書類を含む。)は、審査目的以外には使用しない。
- ④ 申込書受付後は、一宮市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申し込みまたは受託候補事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと一宮市が判断したとき。

7 その他留意事項

- (1) 申込者は、本募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 申込者は、本募集要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本募集要領等全ての関連資料、書類様式等については、審査における提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (4) 本募集への申し込みに要する費用等は、全て申込者の負担とする。
- (5) 申し込みを取り下げる場合は、申込辞退届出書(様式任意。代表者印の押印及び辞退理由を記載のこと。)を、5(2)の提出先に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法で提出すること。
- (6) 申込書等の書類の提出にあたり、不達及び遅配を原因とする申込者の不利益が生じても、本市はその責めを負わない。
- (7) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (8) 選定結果についての異議申立は一切受け付けない。
- (9) 本要領に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度定める。

8 問い合わせ先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市総合政策部政策課 (一宮市役所本庁舎6階)
電話：0586-28-8952
メールアドレス：seisaku@city.ichinomiya.lg.jp